

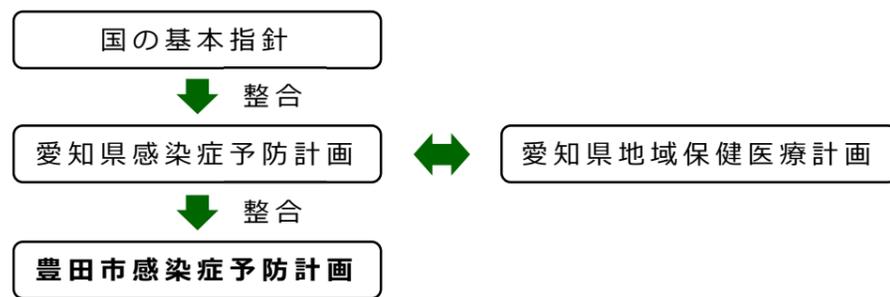
豊田市感染症予防計画 概要版

背景

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、新たな感染症の発生の予防及びまん延を防止するため、具体的な数値目標を定めた予防計画を策定し、平時から体制の確保を図る。

位置づけ

感染症の予防のための施策の実施に関する計画として、国の基本指針（感染症法第9条）に即して、都道府県の予防計画を踏まえ保健所設置市においても感染症予防計画の策定が義務付けられた。



計画の特徴「保健所の機能強化」

○保健所の人員体制の確保

- ・業務継続計画（BCP）に基づく対策体制を構築するとともに、IHEAT要員（地域の保健師等の専門職が保健所業務を支援する仕組み）を確保し、平時から有事に備えた体制を整備する。

○関係機関等との連携の強化

- ・愛知県感染症対策連携協議会等を通じ、県、消防機関等の関係機関、専門職団体等との連携を強化する。

○民間事業者との協力体制の整備

- ・感染症患者の移送、健康観察や外出自粛対象者の生活支援等において、民間事業者への業務委託を円滑に進めるため、協定の締結や申合せを行い、体制を整備する。

○研修・実践訓練による人材の養成

- ・感染症対策に関わる職員等に対する研修・訓練により、人材の養成を進める。

計画期間

2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6年間（3年に1回中間見直し）

数値目標

○病原体等の検査の実施体制・検査能力

検査の実施能力の目標値

| | 流行初期（発生公表後3か月まで）のうち、公表後1か月以内に立ち上げ | 流行初期以降（発生公表6か月まで） |
|------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 検査の実施能力 （検査機器の数 3台） | 60件/日 | 180件/日 |

（流行初期段階から検査を迅速に行う体制整備のため、検査実施可能件数の目標値を豊田市衛生試験所における検査能力の最大値（件/日）から設定）

○人材の養成・資質の向上

研修や訓練回数目標値

| 対象 | 研修や訓練の実施又は参加の回数 |
|-----------------|-----------------|
| 感染症有事体制に構成される人員 | 年1回以上 |

（保健所職員等の研修実施回数の目標値を基本指針に即し設定）

○保健所の体制の確保

保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数

| | 流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 | 即応可能なIHEAT要員の確保数 （IHEAT研修受講数） |
|------|----------------------------------|----------------------------------|
| 目標人数 | 195人 | 5人 |

（流行開始から1か月間において想定される業務量に対応するために、必要となる人員の目標値を、新たに整備した体制に基づき設定）